

松本市告示第129号

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月18日

松本市長 臥雲 義尚

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の就労促進及び活躍推進を図るため、女性に選ばれる職場環境づくりに向けて積極的に取り組む市内中小企業者が行う女性専用施設の設置等に対し、予算の範囲内で松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 申請日時点において、市内に本社又は事業所を有するものであること。
- (3) 申請日時点において、市内で1年以上事業を営む中小企業で、雇用期間に定めのない正社員を雇用していること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする事業について、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと。
- (6) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (7) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が主体となって実施する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 女性専用施設(トイレ、更衣室、休憩室、シャワー室、授乳室等)の新設又は改修等の整備
- (2) 前号に付随する備品の購入
- (3) 前2号に掲げるもののほか、女性の働きやすい職場環境整備に資する施設整備として、市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を第3条に定める補助対象事業に取り組む日の前日までに、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (4) 工事前又は備品設置前の現況写真
- (5) 法人登記に係る現在事項全部証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票）
- (6) 市税の滞納がないことの証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1補助対象者につき1回限りとする。

3 申請者は、前2項の規定による申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下この項において「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による申請内容の変更により、補助金額に変更が生じるとき又は中止をしようとするときは、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付変更（中止）申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 市長は松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付変更（中止）申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更又は中止を承認したときは、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付変更（中止）決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は補助事業の属する年度の3月末日のい

ずれか早い日までに、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支決算書（様式第8号）
- (2) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類
- (3) 事業実施を示す写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの  
（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金額を確定し、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 第8条の規定による変更又は中止の申請書の提出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所

団体の名称

代表者氏名

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金の交付を申請します。

記

補助対象事業の目的及び内容	
補助対象事業の完了年月日 （予定）	年 月 日
交付申請額	金 円
添付書類	1 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金事業計画書 （様式第2号） 2 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支予算書 （様式第3号） 3 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し 4 工事前又は備品設置前の現況写真 5 法人登記に係る現在事項全部証明書又はこれに代わるもの （個人事業主の場合は、開業届出書の写し及び住民票） 6 市税の滞納がないことの証明書 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金事業計画書

1 申請者情報

法人名（屋号）	
所在地	〒
代表者職	
代表者氏名	
主たる業種 （日本標準産業分類、中分類）	
従業員数	名
資本金	円
事業内容、取扱製品等	

2 本申請に係る連絡先

担当者職		電話番号	
担当者氏名		FAX	
Mail			
所在地	（上記と異なる場合のみ）		
	〒		

### 3 事業内容

補助対象事業 の計画	
補助対象事業 の効果	
備考	

※ 工事前又は備品設置前の現況写真を添付してください。

様式第3号（第6条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支予算書

収支予算

1 収入

（単位：円）

項目	予算額	備考
自己資金		
市補助金		
その他		
合計		

2 支出

（単位：円）

項目	予算額	備考
新設又は改修工事費		
備品購入費 ※ 対象は、新設又は改修工 事を実施する場所で使用す るものに限る。		
合計		

- ※ 収入の部及び支出の部の合計額が一致するように計上してください。
- ※ 支出の部には補助対象経費を記載してください。
- ※ 補助対象経費の内訳が分かる見積書、カタログ等の写しを添付してください。

様式第4号（第7条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

（申請者）  
住 所  
団体の名称  
代表者氏名

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- (1) 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金は、この事業以外の経費に使用しないこと。

様式第5号（第8条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所

団体の名称

代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金について、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり事業内容の変更（事業の中止）を申請します。

記

変更（中止）内容	
変更（中止）理由	
交付決定額	円
変更申請額	円
添付書類 （変更の場合）	1 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支予算書（様式第3号） 2 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付変更（中止）決定通知書

指令第 号  
年 月 日

（申請者）  
住 所  
団体の名称  
代表者氏名

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金の変更（中止）について、下記のとおり承認し、交付額を決定しましたので、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 承認の内容

様式第7号（第10条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

住 所

団体の名称

代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

交付確定を受けたい額	円
完了年月日	年 月 日
添付資料	1 松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支決算書（様式第8号） 2 補助事業に要した支払いを証明する書類 3 事業実施を示す写真（施行前及び施工後） 4 その他市長が必要と認めるもの

様式第8号（第10条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支決算書

1 収入内訳

（単位：円）

項目	決算額	備考
自己資金		
市補助金		
その他		
合計		

2 支出内訳

（単位：円）

項目	決算額	備考
新設又は改修工事費		
備品購入費 ※ 対象は、新設又は改修 工事を実施する場所で使 用するものに限る。		
合計		

様式第9号（第11条関係）

松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）  
住 所  
団体の名称  
代表者氏名

松本市長

年 月 日付けで実績報告のあった松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金について、下記のとおり確定しましたので、松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円